

薩摩川内市都市の低炭素化の促進に関する法律事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）を適正に運用し、市が行う低炭素建築物新築等計画の認定、報告の徴収、助言及び指導に関する事務の取扱いに必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（非住宅用途の建築物の審査に限る。）をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

(認定申請)

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定める認定申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第41条に定める図書を添えたもの（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- 2 認定申請者は、前項の申請書を提出する場合において、法第54条第1項に規定する認定基準に適合することを証するものとして、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「評価機関等」という。）が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）を添付するときは、前項の規定にかかわらず申請書は正本1部及び副本1部とし、それぞれ当該適合証及びその写しを添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の適合証は、法第54条第1項各号に掲げる基準等に適合しているものであることとする。
- 4 第1項の申請書に係る計画について、あらかじめ建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合は、認定申請者に対して、当該確認済証及び同上第1項による確認申請書の副本の提示を求め、申請書との照合を行うものとする。
- 5 規則第41条第1項及び第3項により市長が定める図書は、別表に掲げるものとする。
- 6 第1項の認定は、低炭素化のための建築物の新築等に係る工事の着工前であ

れば申請できるものとする。

- 7 市長は、認定申請者に対し申請書の内容を審査した上で、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(認定)

第4条 市長は、申請書の内容が法第54条第1項各号の規定による基準に適合していることを認める場合は、規則第43条に定める認定通知書（以下「認定通知書」という。）に申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、計画を認定しない場合は、その理由を添えて、認定しない旨の通知書（様式第1号）により認定申請者に通知するものとする。

(確認申請を伴う場合)

第5条 認定申請者は、法第54条第2項の規定による申出を行う場合は、第3条第1項又は第2項の規定による申請書に、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書の正本1部及び副本2部を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項による申出」と記入させるものとする。

- 3 市長は、第1項の申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、認定申請者に同条第7項の適合判定通知書又はその写し（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を求めるものとする。

- 4 市長は、第1項の申出があったときは、法第54条第3項の規定に基づき、確認申請書の正本1部及び副本2部を建築主事に通知するものとする。

- 5 市長は、認定申請者から第3項の規定に基づき提出された適合性判定通知書等を建築主事に送付するものとする。

- 6 建築主事は、第4項による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項の規定による建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証に確認申請書の副本を添えて、市長に通知するものとする。

- 7 建築主事は、前項の場合において、第4項における通知に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合、市長から第5項の送付を受けた場合に限り、前項の通知を行うこととする。

- 8 市長は、第6項の通知を受けて認定を行う場合は、認定通知書に申請書の副本と確認済証に確認申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

(変更認定)

第6条 認定建築主は、法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）を申請しようとする場合は、前3条の規定を準用するものとする。

- 2 認定建築主は、規則第44条各号の規定による軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（様式第2号）により市長へ届け出るものとする。

(取下届等)

第7条 認定申請者は、認定又は変更認定（以下「認定等」という。）の申請を取り下げようとする場合は、取下届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

2 認定建築主は、認定等を受けた建築物について、認定等に係る建築物の建築を取りやめようとする場合は、取止届（様式第4号）に認定等を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出るものとする。

3 認定建築主は、前項の規定に基づく届け出を行う場合は、事前に市長と協議するものとする。

(完了届等)

第8条 認定建築主は、認定等を受けた建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（様式第5号）に当該建築物にかかる検査済証の写し及び完了時の写真を添えて、市長に届け出るものとする。

(認定建築主の変更届)

第9条 認定等を受けた建築物について認定建築主の変更があったときは、旧建築主及び新建築主は、名義変更届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

(報告の徴収)

第10条 市長は、法の施行に必要な場合は、認定建築主に対し、低炭素建築物新築等計画への適合状況等について適合状況報告書（様式第7号）の提出による報告を求めることができる。

(改善命令等)

第11条 市長は、法第57条に基づく命令を行う場合は、認定建築主に対し、改善命令書（様式第8号）を交付するものとする。

2 前項の改善命令書の交付を受けた認定建築主は、速やかに改善計画書（様式第9号）を提出し、改善が完了した場合には改善完了報告書（様式第9号）により報告しなければならない。

(計画認定の取消し)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、認定建築主に対し、認定取り消し通知書（様式第10号）を交付し認定を取り消すことができる。

(1) 認定建築主が前条に規定する命令に違反したとき。

(2) 認定建築主から第7条第2項の規定による届出の提出があったとき。

(助言及び指導)

第13条 市長は、法の施行に必要な場合は、認定建築主に対し、低炭素建築物新築等計画への適合状況等について助言及び指導を行うことができる。

(台帳の整備)

第14条 市長は、低炭素建築物台帳を整備し、認定、報告及び届出等の事項を記録しておかなければならない。

(証明願)

第15条 法第54条第1項の規定による認定（法第55条の規定により準用する場合を含む。）を受けた旨について証明を受けようとする者は、証明願（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年1月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から施行する。

別表（第3条関係）

事 項	規則第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書	規則第41条第3項の規定により市長が不要と認める図書
<p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術審査を受け、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）に適合する旨の適合証の交付を受けた場合</p>	<p>左欄に掲げる適合証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算書 ・ 低炭素措置が法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類